

平成 25 年 5 月 27 日

平成 25 年度病害虫発生予察特殊報（第 1 号）

和歌山県農作物病害虫防除所

1. 病害虫名 ウメ輪紋病

2. 作物名 ウメ

3. 病原名 ウメ輪紋ウイルス (*Plum pox virus* ; PPV)

4. 発生地域 和歌山市

5. 発生確認の経過

- 1) 平成25年5月23日、和歌山県による調査において、和歌山市東部のウメ栽培園地で葉に輪紋症状を呈するウメが見つかった。症状からウメ輪紋病が疑われたため、同日、農作物病害虫防除所がイムノクロマト法による検定を行ったところ、ウメ輪紋ウイルスに対する陽性反応を示した。このことから、5月24日、農林水産省神戸植物防疫所に確認を依頼した。同日、イムノクロマト法による検定およびLAMP法による検定の結果が陽性であったことから、ウメ輪紋病であることが判明した。
- 2) 本ウイルスは、国内では平成21年4月に東京都青梅市のウメで初めて確認されて以降、神奈川県、茨城県、埼玉県、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県で確認されている。和歌山県では今回、初めて確認された。

6. 病徴及び被害

ウメでは葉に緑色の薄い部分ができる症状（退緑斑紋）やドーナツ状の模様ができる症状（輪紋）などを生じる（右図）。果実では表面にややくぼんだ輪紋を生じることがある。なお、品種や栽培条件によって、症状の様態、程度が異なる。



7. 病原ウイルスの諸性質

- 1) 本ウイルスは、1915年に欧州で発見されて以来、アフリカ、北米および南米の一部、アジアの一部（中国・インド・トルコ・イラン）で発生が確認されている。
- 2) 宿主植物：主に *Prunus* 属の果樹（ウメ、アンズ、スモモ、モモ、ネクタリン、ユスラウメなどの核果類）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタなど

- 3) 伝搬：本ウイルスは、アブラムシ類によって媒介される。感染した植物を吸汁してウイルスを獲得したアブラムシ類が、健全な植物を吸汁することにより伝搬する。アブラムシ類によって獲得されたウイルスは短時間のうちに活性が失われるため、媒介は非永続性である。また、接ぎ木によっても伝搬され、感染した苗木や穂木の移動によって感染地域が拡大する。
- 4) 種子伝染、花粉伝染および生果実からの自然感染は知られていない。また、接触伝染、ハサミなどによる伝染も報告がない。

## 8. 防除対策および注意点

- 1) 本病はウイルス病であるため、感染した樹の治療法はない。感染樹は伐採、抜根し感染の拡大を防止する。
- 2) 本ウイルスを媒介するアブラムシ類の防除を徹底する。アブラムシ類が活動を始める3月下旬頃から、登録薬剤を使用基準に従って定期的に散布する。秋には有翅虫が飛来し拡散するので、発生に注意し適宜防除する。
- 3) アブラムシ類の発生源となりうる周辺の雑草防除を徹底する。
- 4) 無病で健全な苗や穂木を使用する。
- 5) 本ウイルスに感染後、明瞭な病徴が現れるまでに3年程度要することがあるので、注意する。

## 9. 参考資料

「ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の防除について」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k\\_kokunai/ppv/ppv.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/ppv/ppv.html)

（農林水産省のホームページ）

「ウメやモモ、スモモなど（観賞用を含む）を栽培、販売される皆様へ」

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/ppv.html>

（和歌山県のホームページ）

## 10. 問い合わせ先

和歌山県農林水産部 農業環境・鳥獣害対策室 電話番号 073-441-2905

このウイルスは果実からウメ、モモ等の植物へ感染することはありません。  
また、このウイルスは植物に感染するものであり、ヒトに感染しませんので、  
果実を食べても健康に影響はありません。